

許認可等一覧表（福島県警察）

令和5年9月27日

法令名	頁	条項名	処分の概要	行政庁		適用除外	審査基準	標準期間
				原権者	委任先			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） 〔C23-122〕	A-1	3-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がない場合に限る。）	21	21		○	ㇿ
	A-2	3-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がある場合に限る。）	21	21		○	ㇿ
	A-3	5-4	許可証の再交付	21	21		ア	○
	A-4	7-1	風俗営業の相続の承認	21	21		○	○
	A-5	7-5	相続の承認による許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-6	702-1	風俗営業者たる法人の合併の承認	21	21		○	○
	A-7	702-3	法人の合併による許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-8	703-1	風俗営業者たる法人の分割の承認	21	21		○	○
	A-9	703-3	法人の分割による許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-10	9-1	営業所の構造又は設備の変更の承認	21	21		ア	ㇿ
	A-11	9-4	許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-12	1002-1	特例風俗営業者の認定	21	21		○	ㇿ
	A-13	1002-5	認定証の再交付	21	21		ア	○
	A-14	20-10	遊技機の増設、交替その他の変更の承認	21	21		ア	ㇿ
	A-15	31-2	店舗型風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	A-16	31-3	店舗型風俗営業特殊の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	A-17	3106-3	受付所営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	A-18	31016-2	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	A-19	31016-3	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	A-20	31022	特定遊興飲食店営業の許可 （第31条の23において準用する第4条第3項の適用がない場合に限る。）	21	21		○	ㇿ
	A-21	31022	特定遊興飲食店営業の許可 （第31条の23において準用する第4条第3項の適用がある場合に限る。）	21	21		○	ㇿ
	A-22	31023	許可証の再交付	21	21		ア	○
	A-23	31023	特定遊興飲食店営業の相続の承認	21	21		○	○
	A-24	31023	相続の承認による許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-25	31023	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	21	21		○	○
	A-26	31023	法人の合併による許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-27	31023	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	21	21		○	○
	A-28	31023	法人の分割による許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-29	31023	営業所の構造又は設備の変更の承認	21	21		ア	ㇿ
	A-30	31023	許可証の書換え	21	21		ア	○
	A-31	31023	特例特定遊興飲食店営業者の認定	21	21		○	ㇿ
	A-32	31023	認定証の再交付	21	21		ア	○
	A-33	39-1	都道府県風俗環境浄化協会の指定	21	なし		ウ	ウ
古物営業法 〔C24-108〕	B-1	3-1	古物商の許可	21	なし		○	○
	B-2	3-2	古物市場主の許可	21	なし		○	○
	B-3	5-4	許可証の再交付	21	21		ア	○
	B-4	7-4	許可証の書換え	21	21		ア	○
	B-5	2105-1 2106-1	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定	21	21		ア	○
質屋営業法 〔C25-158〕	C-1	2-1	質屋の許可	21	21		○	○
	C-2	4-1	営業所の移転の許可	21	21		○	○
	C-3	4-1	管理者の新設又は変更の許可	21	21		○	○
	C-4	8-2	許可証の書換え（第4条第2項による届出の場合に限る。）	21	21		ア	○

銃砲刀剣類所持等取締法 [C33-006]	C-5	8-4	許可証の再交付	2	2		ア	○
	C-6	28-3①	質契約の終了行為者の承認	2	2		○	○
	C-7	28-5	質契約の終了行為を行う場所の承認	2	2		○	○
	D-1	4-1	銃砲等又は刀剣類の所持の許可	2	2		○	○
	D-2	4④4-1	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認	2	2		ア	○
	D-3	5①3-3	猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-4	5①3②2-3	クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-5	5①4-1	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定			3-1①		
	D-6	5①4-3	技能検定合格証明書の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-7	5①5-3	技能講習修了証明書の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-8	6-1	国際競技に参加する外国人に対する所持許可	2	2		○	○
	D-9	7-2	許可証の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-10	7①3-1	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新	2	2		○	ア
	D-11	9①2-1	指定射撃場の指定	2	2		○	○
	D-12	9①3-1	猟銃等射撃指導員の指定	2	2		○	○
	D-13	9①3②2-1	クロスボウ射撃指導員の指定	2	2		○	○
	D-14	9①4-1	教習射撃場の指定	2	2		○	○
	D-15	9①5-2	射撃教習を受ける資格の認定	2	2		○	○
	D-16	9①5-4	教習資格認定証の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-17	9①9-1	練習射撃場の指定	2	2		○	○
	D-18	9①10-2	射撃練習を行う資格の認定	2	2		○	○
	D-19	9①10-3	練習資格認定証の書換え又は再交付	2	2		ア	○
	D-20	9①13-1	年少射撃資格の認定	2	2		○	○
	D-21	9①13-3	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	2	2		ア	○
D-22	9①14-3	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付	2	2		ア	○	
D-23	9①16-1	クロスボウ射撃資格の認定	2	2		○	○	
D-24	9①16-2	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付	2	2		ア	○	
道路交通法 [C35-105]	E-1	8-2	通行許可	2	22, 29		○	○
	E-2	45-1	駐車の許可	2	22, 29		○	○
	E-3	49①2-5	駐車場の許可	2	22, 29		○	○
	E-4	49①4-2	駐車場の許可	2	22, 29		○	○
	E-5	51①3-1	指定車両移動保管機関の指定	2	なし		イ	イ
	E-6	-11	指定車両移動保管機関が行う売却等の承認			4-3		
	E-7	51①8-1	確認事務受託対象法人の登録	2	なし		○	○
	E-8	51①8-6	確認事務受託対象法人の登録の更新	2	なし		○	○
	E-9	51①13-1	駐車監視員資格者証の交付	2	2		○	○
	E-10	①ロ	講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定	2	2		○	○
	E-11	56-1	設備外積載の許可	2	22, 29		○	○
	E-12	-2	荷台乗車の許可	2	22, 29		○	○
	E-13	57-3	制限外積載の許可	2	22, 29		○	○
	E-14	59-2	牽引の許可	2	2		○	○
	E-15	63-3	整備不良車両の運転許可			3-1①		
	E-16	-7	故障車両の整備確認	2	22, 29		イ	○
	E-17	75-10	自動車使用制限標章の取り除き	2	2		ア	オ
	E-18	75①2-2	自動車使用制限標章の取り除き	2	2		ア	オ
	EF-1	75①12-1	特定自動運行の許可	2	2		○	○
	EF-2	75①16-1	特定自動運行計画の変更の許可	2	2		○	○
	E-19	77-1	道路の使用の許可	2	22, 29		○	○
E-20	78-5	道路使用許可証の再交付	2	22, 29		ア	○	
E-21	84-1	運転免許（試験により判断する場合）			3-1①			

	E-22	-1	運転免許（上記以外の場合）	2 1	21, 22		○	○
	E-23	91	免許の条件の変更（限定解除）			3-1㊟		
	E-24	94-2	免許証の再交付	2 1	21, 22		ア	○
	E-25	99-1	指定自動車教習所の指定	2 1	2 1		○	○
	E-26	99の2-4	技能検定員資格者証の交付	2 1	2 1		○	○
	E-27	-4㊟イ	技能検定員審査に係る合否の判定			3-1㊟		
	E-28	99の3-4	教習指導員資格者証の交付	2 1	2 1		○	○
	E-29	-4㊟イ	教習指導員審査に係る合否の判定			3-1㊟		
	E-30	101-5	免許証の更新（適性検査により判断する場合）			3-1㊟		
	E-31	-5	免許証の更新（上記以外の場合）	2 1	2 1		ア	○
	E-32	101の2-3	更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合）			3-1㊟		
	E-33	-3	更新期間前における免許証の更新（上記以外の場合）	2 1	2 1		ア	○
	E-34	104の4-3	申出による免許の交付	2 1	2 1		ア	○
	E-35	104の4-6	運転経歴証明書の交付	2 1	2 1		ア	○
	E-36	107の7-3	国外運転免許証の交付	2 1	2 1		ア	○
	E-37	108の4-1	指定講習機関の指定	2 1	2 1		○	○
	E-38	108の6-1	講習業務規程の認可			4-3		
	E-39	-1	講習業務規程の変更の認可			4-3		
	E-40	108の10	特定講習の休廃止の許可			4-3		
	E-41	108の31	都道府県交通安全活動推進センターの指定	2 1	なし		ウ	ウ
	E-42	108の32の2	運転免許取得者教育の認定	2 1	なし		○	○
		-1						
自動車の保管場所の 確保等に関する法律 (保管場所法) 〔C 3 7 - 1 4 5〕	F- 1	4-1	自動車の保管場所証明	2 2	なし		ア	○
	F- 2	6-1	保管場所標章の交付	2 2	なし		ア	○
	F- 3	6-3	保管場所標章の再交付	2 2	なし		ア	○
	F- 4	13-4	運送事業用自動車の保管場所標章の交付	2 2	なし		ア	○
	F- 5	13-4	運送事業用自動車の保管場所標章の再交付	2 2	なし		ア	○
警備業法 〔C 4 7 - 1 1 7〕	G- 1	4	警備業の認定	2 1	2 1		○	○
	G- 2	5-5	認定証の再交付	2 1	2 1		ア	○
	G- 3	7-1	認定証の有効期間の更新	2 1	2 1		○	○
	G- 4	11-3	認定証の書換え	2 1	2 1		ア	○
	G- 5	22-2	警備員指導教育責任者資格者証の交付	2 1	2 1		○	○
	G- 6	22-5	警備員指導教育責任者資格者証の書換え	2 1	2 1		ア	○
	G- 7	22-6	警備員指導教育責任者資格者証の再交付	2 1	2 1		ア	○
	G- 8	23-4	合格証明書の交付	2 1	2 1		○	○
	G- 9	23-5	合格証明書の書換え	2 1	2 1		ア	○
	G-10	23-5	合格証明書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	G-11	42-2	機械警備業務管理者資格者証の交付	2 1	2 1		○	○
	G-12	42-3	機械警備業務管理者資格者証の書換え	2 1	2 1		ア	○
	G-13	42-3	機械警備業務管理者資格者証の再交付	2 1	2 1		ア	○
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪 被害者等の支援に関する法律 〔C 5 5 - 0 3 6〕	H- 1	11-1	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定	2 1	なし		○	○
	H- 2	23-1	犯罪被害者等早期援助団体の指定	2 1	なし		○	イ
暴力団員による不当な行為の防止等に関 する法律（暴力団対策法） 〔D 0 3 - 0 7 7〕	I- 1	32の3-1	都道府県暴力追放運動推進センターの指定	2 1	2 1		ウ	ウ
自動車運転代行業の業務の適正化に関す	IJ- 1	4	自動車運転代行業の認定	2 1	2 1		○	○

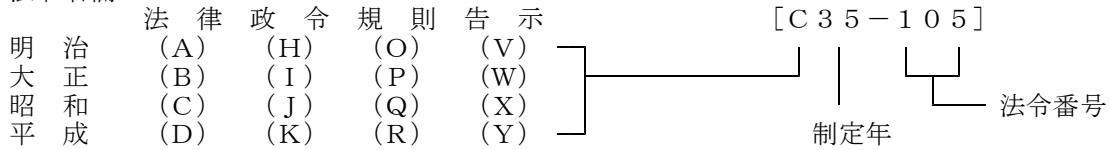
る法律	IJ-2	5-5	認定証の再交付	2 1	2 1		ア	○
[D 1 3 - 0 5 7]	IJ-3	8-3	認定証の書換え	2 1	2 1		ア	○
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	IK-1	7-1	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定	2 1	2 1		○	○
[D 2 0 - 0 8 0]								
国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律	IL-1	11-1	国外犯罪被害者等慰金等の支給等の裁定	2 1	2 1	7	○	○
[D 2 8 - 0 7 3]								
銃砲刀剣類所持等取締法施行令	J-1	24-2	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間の延長	2 1	2 1		○	○
[J 3 3 - 0 3 3]								
道路交通法施行令	K-1	13-1	緊急自動車の指定	2 1	2 1		ア	○
[J 3 5 - 2 7 0]	K-2	14の2②	道路維持作業用自動車の指定	2 1	2 1		ア	○
	K-3	32の2の2④3	公安委員会が行う審査に係る合否の判定			3-1④		
	K-4	2の4	公安委員会が行う審査に係る合否の判定			3-1④		
	K-5	32の5	公安委員会が行う審査に係る合否の判定			3-1④		
	K-6	33の6-1①ハ	普通自動車の運転に関する教習の課程の指定	2 1	2 1		○	○
	K-7	-2①ハ	大型自動二輪車の運転に関する教習の課程の指定	2 1	2 1		○	○
	K-8	-4①ハ	普通自動二輪車の運転に関する教習の課程の指定	2 1	2 1		○	○
	K-9	34-3②	旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定	2 1	2 1		○	○
	K-10	34-4②	牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定	2 1	2 1		○	○
遺失物法施行令	KL-1	5⑤	特例施設占有者の指定	2 1	2 1		○	○
[K 1 9 - 0 2 1]								
道路交通法施行規則	L-1	1-2①	小児用の車の確認	2 2	なし		○	○
[Q 3 5 - 0 6 0]	L-2	1の4-2	車いすの確認	2 2	なし		○	○
	L-3	30の13-1	運転経歴証明書の再交付	2 1	2 1		ア	○
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（警備員指導教育責任者講習等規則）	M-1	7-2	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付	2 1	2 1		ア	○
[Q 5 8 - 0 0 2]	M-2	12-2	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付	2 1	2 1		ア	○
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等適正化法施行規則）	MN-1	45	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
[R 6 0 - 0 0 1]	MN-2	55-2	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	MN-3	61-2	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	MN-4	66-2	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	MN-5	72-2	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
暴力追放運動推進センターに関する規則（暴力追放運動推進センター規則）	N-1	7-1	都道府県センターの相談事業規程の承認	2 1	なし		ウ	ウ
[R 0 3 - 0 0 7]	N-2	7-1	都道府県センターの相談事業規程変更の承認	2 1	なし		イ	イ

技能検定員審査等に関する規則 〔R06-003〕	0-1	5-2	技能検定員審査合格証明書の再交付	2 1	2 1	ア	○
	0-2	8-1	技能検定員資格者証の再交付	2 1	2 1	ア	○
	0-3	13-2	教習指導員審査合格証明書の再交付	2 1	2 1	ア	○
	0-4	16-1	教習指導員資格者証の再交付	2 1	2 1	ア	○
古物営業法施行規則 〔R07-010〕	P-1	12-1	行商従業者証及び標識の様式の承認	2 1	2 1	イ	○
	P-2	23	盗品売買等防止団体の承認	2 1	2 1	○	○
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 〔R14-001〕	PQ-1	3-2	犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認	2 1	なし	○	イ
確認事務の委託の継続等に関する規則 〔R16-023〕	PR-1	9-2	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付	2 1	2 1	ア	○
	PR-2	10-5	認定書の再交付	2 1	2 1	ア	○
	PR-3	13-1	駐車監視員資格者証の書換え交付	2 1	2 1	ア	○
	PR-4	13-2	駐車監視員資格者証の再交付	2 1	2 1	ア	○
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 〔R19-019〕	PS-1	4-2	探偵業届出証明書の再交付	2 1	2 1	ア	○
民法 〔A29-089〕	Q-1	34	公益法人の設立の許可	1 0	10, 20	○	イ
	Q-2	38-2	公益法人の定款の変更の認可	1 0	10, 20	○	イ
	Q-3	72-2	公益法人の残余財産の処分への許可	1 0	10, 20	エ	エ
公益信託に関する法律 〔B11-062〕	R-1	2-1	公益信託の引受けの許可	1 0	10, 20	○	イ
	R-2	6	信託条項の変更の認可	1 0	10, 20	○	イ
	R-3	7	公益信託の受託者の辞任の許可	1 0	10, 20	エ	エ
破産法 〔B11-071〕	S-1	311-1	法人継続の許可	1 0	10, 20	エ	エ
	S-2	348	法人継続の許可	1 0	10, 20	エ	エ
火薬類取締法 〔C25-149〕	T-1	17-1	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可	2 1	2 1	○	○
	T-2	17-8	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	2 1	2 1	ア	○
	T-3	19-4	運搬証明書の再交付	2 1	2 1	ア	○
	T-4	24-1	猟銃用火薬類等の輸入の許可	2 1	2 1	○	○
	T-5	25-1	猟銃用火薬類等の消費の許可	2 1	2 1	○	○
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法） 〔C32-166〕	U-1	59-9	運搬証明書の書換え	2 1	なし	ア	○
	U-2	59-10	運搬証明書の再交付	2 1	なし	ア	○
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法） 〔C55-087〕	V-1	12-3	防犯登録を行う者の指定	2 1	なし	ア	○
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短促進法） 〔D04-090〕	W-1	8-1	労働時間短縮実施計画の承認	1 0	10, 20	エ	エ
	W-2	9-1	労働時間短縮実施計画の変更の承認	1 0	10, 20	エ	エ
災害対策基本法施行	X-1	33-1	緊急通行車両の確認	2 1	なし	○	○

令〔J 3 7 - 2 8 8〕	X-2	33-2	災害発生前における緊急通行車両の確認	2 1	なし		○	○
災害対策基本法施行規則 〔Q 3 7 - 5 2〕	XA-1	6の3-1	標章及び証明書の書換え交付	2 1	なし		ア	○
	XA-2	6の4-1	標章及び証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
大規模地震対策特別措置法施行令 〔J 5 3 - 3 8 5〕	Y- 1	12-1	緊急輸送車両の確認	2 1	なし		○	○
	Y-2	12-2	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認	2 1	なし		○	○
大規模地震対策特別措置法施行規則 〔Q 5 4 - 3 8〕	YA-1	6の3-1	標章及び証明書の書換え交付	2 1	なし		ア	○
	YA-2	6の4-1	標章及び証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 〔K 7 - 1 9 2〕	Z- 1	3の2	運搬証明書の書換え	2 1	なし		ア	○
	Z- 2	3の3	運搬証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 〔K 1 0 - 4 2 0〕	ZA-1	21	運搬証明書の書換え	2 1	なし		ア	○
	ZA-2	22	運搬証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
原子力災害対策特別措置法施行令 〔K 1 2 - 1 9 4〕	AA- 1	8-1	原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認	2 1	なし		○	○
	AA-2	8-2	緊急通行車両の確認	2 1	なし		○	○
	AA-3	8-1又は8-2	標章及び証明書の書換え交付	2 1	なし		ア	○
	AA-4	8-1又は8-2	標章及び証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 〔K 1 5 - 2 5 2〕	BB-1	39	緊急通行車両の確認	2 1	なし		○	○
	BB-2	39	国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認	2 1	なし		○	○
	BB-3	39	標章及び証明書の書換え交付	2 1	なし		ア	○
	BB-4	39	標章及び証明書の再交付	2 1	なし		ア	○

【凡例】

1 法令名欄



(注) 規則とは、総理府令、省令及び国家公安委員会規則をいう。

2 条項名欄

(条) (項) (号)  
算用数字 —— 算用数字 ○つき数字

(例) 第 2 5 条第 2 項第 1 号 → 2 5 - 2 ①

3 行政庁欄

(区分)	(記入する数字)	(警察所管法令等に係る権限者の例)
国の機関	「1 0」	内閣総理大臣、国家公安委員会
都道府県の機関	「2 0」	都道府県知事
〃	「2 1」	都道府県公安委員会
〃	「2 2」	警察署長、警察本部長等
〃	「2 9」	高速道路交通警察隊長等

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る行政手続法上の根拠条項を示した。

5 審査基準欄

		記号
ア	何らかの審査基準を定めるもの -----	○
イ	審査基準を定めることを要しないもの (理由)	
	(ア) 判断基準が「法の定め」に尽くされている処分であるから。 -----	ア
	(イ) 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるから。 ----- (ただし、備考欄に目安となる機関を示すものについては、イ※とした。)	イ
	(ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定(許可)される法人に関する処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。 -----	ウ
ウ	当面審査基準を定めることを要しないもの (理由)	
	(エ) 処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。 -----	エ
	(オ) 処分が稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。 -----	オ

6 標準処理期間欄

ア	標準処理期間を定めるもの -----	○
イ	標準処理期間を定めないもの (理由)	
	(ア) 標準処理期間が「法令の定め」に尽くされているから。 -----	ア
	(イ) 処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な標準処理期間を定めることが困難であると認められるものであるから。 -----	イ
	(ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定(許可)される法人に関する処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。 -----	ウ
	(エ) 処分の先例がなく、標準処理期間を具体化することが困難であるから。 -----	エ
	(オ) 処分が稀であり、標準処理期間を具体化することが困難であるから。 -----	オ